

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A会社に雇用され、B所在の同社C支店において引越作業員として就労していた。

請求人によれば、同日、引越の現場において運送用トラックの駐車位置に関して近隣住民から苦情を受け、これを作業リーダーに報告したところ、リーダーから突然逆上されて顔面を殴打され、負傷した（以下「本件災害」という。）という。

請求人は、同日、D病院に受診し「左頬骨骨折、左眼球打撲等」と診断され、同年〇月〇日にE病院に転院し「左顔面骨骨折（頬骨、上顎骨）、左上口唇知覚異常」と診断され、療養の結果、平成〇年〇月〇日治ゆ（症状固定）した。

請求人は、治ゆ後、障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級（以下「障害等級」という。）第14級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

## 第2 再審査請求の理由

(略)

## 第3 原処分庁の意見

(略)

## 第4 争点

本件の争点は、請求人に残存する障害が障害等級第14級を超える障害等級に該当する障害であると認められるか否かにある。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 事実の認定及び判断

### 1 当審査会の事実の認定

(略)

### 2 当審査会の判断

(1) 本件障害補償給付支給請求書裏面のF医師作成の平成○年○月○日付け診断書及びG医師作成の同年○月○日付け診断書によれば、請求人の傷病名は、「左顔面骨骨折（頬骨、上顎骨）、左上口唇知覚異常」及び「左後部硝子体剥離」とされているところ、請求人は、障害の状態に関する申立書において、「左顔面から唇に掛けての麻痺と違和感」及び「飛蚊症と光視症の自覚症状」が残存している旨主張しているため、検討すると、次のとおりである。

(2) 上記診断書には、残存障害として、「左顔面の陥凹変形と知覚異常（時々生じる顔面の痛み）」と記載されているところ、当審査会としても、F医師作成の平成○年○月○日付け診断書及びH医師作成の平成○年○月○日付け障害の程度に係る意見書を踏まえると、請求人に残存する顔面部の障害は、決定書理由に説示のとおり、「左顔面から唇にかけての知覚障害」と認めることが妥当であり、その程度は障害等級第14級に該当するものと判断する。

(3) G医師作成の上記診断書及びI医師作成の同年○月○日付け意見書によれば、請求人の左眼に後部硝子体剥離が認められ、眼球症状として「光視症、飛蚊症」が確認できるところ、請求人の申立てを含む一件記録を精査するも、請求人に生じた同症状は障害等級認定基準に定める視力障害、調節機能障害、運動障害、視野障害と同視できる程度のものであるとは認められない。

(4) なお、請求人は、E病院J医師作成の平成○年○月○日付け診断書を根拠に、

請求人は本件災害により聴力障害及び耳鳴りが生じた旨主張しているが、同診断書によっても、請求人が訴える聴力障害及び耳鳴りが本件災害によるものであるとは言えず、その他一件記録を精査するも、同主張を裏付ける記録を確認することはできない。

- 3 以上のおりであるから、監督署長が請求人に対してした障害等級第14級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のおり裁決する。